



平成 21 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社アイロムホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 三宅 鐵宏  
(コード番号 2372 東証第一部)  
問 合 せ 先  
役 職 取締役 経営企画部担当  
氏 名 秀島 直樹  
電 話 03-5436-3148

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 26 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、及び会社法第 361 条並びに第 387 条の規定に従って、金銭でない報酬として当社の取締役、監査役に割当てる新株予約権の算定方法の承認を求める議案を、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 12 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の取締役、監査役及び執行役員並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員の会社業績向上に対する意欲や士気を一層高め、継続的な経営改革を展開することにより、当社の連結企業価値の一層の増大をはかることを目的として新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び執行役員並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 18,000 株を上限とする。（新株予約権 1 個当たりの目的の株式数は 1 株とする）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該調整の時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、(1) の組織再編により本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

##### (3) 発行する新株予約権の総数

発行する新株予約権の総数は、18,000 個を上限とする。なお、新株予約権の目的となる株式の数は、1 株とする。ただし、(2) に定める株式の数の調整を行った場合は、新株予約権の目的となる株式の数についても同様の調整を行う。

##### (4) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に前記（3）に定める新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日は除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）と割当日前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値金額（当日に取引が無い場合にはそれに先立つ直近日の終値）及び6,000円のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成21年9月1日から平成31年7月31日までとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任その他、取締役会が正当と認める事由がある場合にはこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することはできない。

③その他の権利行使条件については、取締役会決議に基づき当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得事由

①当社は、(11)の組織再編により新株予約権の交付がなされないときは、本新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が前記（8）の新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(11) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当社組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割する株式会社とその事業に関して有する権利の全部又は一部を継承する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(12) 端数の取扱い

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズモデルを用いて算定する。

(14) その他細目事項

その他、本新株予約権の発行に関する細目事項については、取締役会決議により定める。

(注) 上記の新株予約権の具体的な発行及び割当の内容については、平成21年6月26日開催予定の当社第12回定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上